

薬生食監発 0206 第 2 号
令和 5 年 2 月 6 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長
(公 印 省 略)

農業及び水産業における食品の採取業の範囲について

「食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の制定について」（令和元年 12 月 27 日 生食発 1227 第 2 号）の第 2 の 2 オ（2）（iii）により農家（生産者）及び生産者団体が行う農産物の簡易な加工を採取業として取り扱うこととし、個別事例については、標記通知（最終改正：令和 3 年 10 月 29 日付け薬生食監発 1029 第 3 号）により示しているところです。

今般、別添のとおり「食品の採取業に関する Q & A」を改正しましたので、業務の参考のためお知らせします。